

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

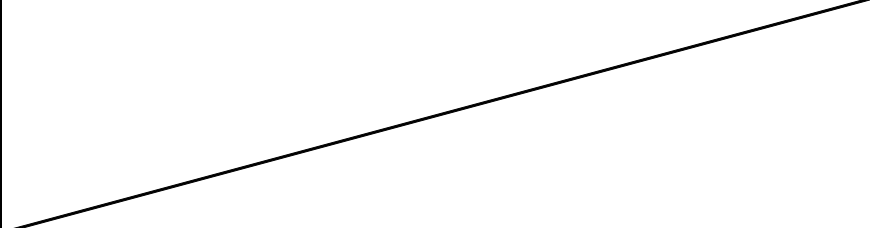
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	利島村
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://

執行機関名 利島村長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第百23号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、精神通院医療費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 国民健康保険法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第15条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	精神通院医療費(都単独事業)の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ロ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第3号 国民健康保険法第6条第9号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号ト	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第10号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第18条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の <u>支給認定の変更に関する事務</u>	精神通院医療費(都単独事業)の <u>支給認定の変更に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号イ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号ロ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ハ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第3号 国民健康保険法第6条第9号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ニ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第10号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
備考	本事務は、事務処理特例条例により、東京都から委任されている事務である。	